Ⅲ事業者の責務

事業活動に伴い事務所や店舗などから排出される廃棄物(ごみ)については、「廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(廃棄物処理法)」及び「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(防府市廃棄物処理条例)」 において、次のようなことが事業者の責務として定められています。

- 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において処理すること ⇒自ら処理とは、自家処理するだけでなく、処理費用を負担して他者に処理を委託することも含みます。
- 廃棄物の発生抑制・再生利用等を行うことにより、廃棄物の減量を図ること
- 廃棄物の減量・適正処理等について国や市の施策に協力すること

ごみの不法投棄は犯罪です。

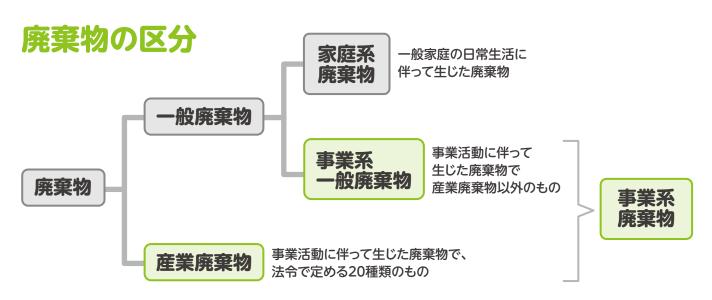
ごみをみだりに投棄すると廃棄物処理法の規定により、5年以下の懲役若しくは1.000万円 以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はこの併科に処せられることがあります。

IV 廃棄物の区分

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の 死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物 を除く。)と定義しています。

また、廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったも のをいいます。

さらに、廃棄物処理法では、廃棄物を『一般廃棄物』と『産業廃棄物』に区分しています。



※事業活動とは、商店、オフィス、飲食店、工場など営利を目的とするものだけでなく、 病院、学校、公官庁など広く公共サービス等を行っているものも含まれます。

産業廃棄物の種類と具体例

	産業廃棄物の種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
	2 汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
	3 廃油	潤滑油、洗浄用油、動植物性油などで不要になったもの、廃溶剤
	4 廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属<ず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
	9 ガラスくず・ コンクリートくず・ (がれき類を除く。) 陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず
	10 鉱さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、ボタなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん 施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙<ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、 紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
	14 木<ず	建設業(紙くずに同じ。)、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
		貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用 したこん包用の木材を含む。)
	15 繊維<ず	建設業(紙くずに同じ。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から排出される天然繊維くず
	16 動植物性残渣	食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理 時に排出される固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
	20 13号廃棄物	産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの(コンク リート固型化物など)

[※]産業廃棄物の種類の詳細については、山口県の産業廃棄物担当窓口(山口県山口健康福祉センター 電話 083-934-2536)にお尋ねください。